

## 器具及び容器包装に関するポジティブリスト制度に係る動向及び 今後のスケジュールについて

### 1. ポジティブリスト制度の動向

- 器具及び容器包装（以下「器具・容器包装」という。）については、平成 30 年 6 月の食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の一部改正により、ポジティブリスト制度が導入され、食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）において、材質を合成樹脂とされ、令和 2 年 6 月 1 日施行から施行されている。
- ポジティブリストについては、食品衛生法第 18 条第 1 項の規定に基づく、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「規格基準告示」という。）の別表第 1 としてリストが告示されている。
- なお、当該リストについては、令和 5 年 11 月 30 日付け「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件」（令和 5 年厚生労働省告示第 324 号）及び令和 6 年 9 月 27 日付け「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件」（令和 6 年内閣府告示第 128 号）により再整理が行われている（令和 7 年 6 月 1 日施行）。
- 一方、同制度の施行後に新たに使用される物質（以下「新規物質」という。）については、食品衛生基準審議会器具・容器包装部会（令和 6 年 12 月 16 日開催）において、規格基準告示での取扱いに係る検討が行われ、別表第 1 を改正するのではなく、個別に申請を受け付け、内閣総理大臣が定める安全性審査の審査を受けた物質を個別に公表することで物質を規定する仕組みを導入することとされた（参考資料 3 参照）。

### 2. 評価指針の作成状況

- 新規物質については、「食品用器具及び容器包装に関する食品健康影響評価指針」（令和元年 5 月食品安全委員会決定。令和 6 年 4 月改正。以下「評価指針」という。）を策定し、リスク管理機関から食品安全委員会に評価要請された場合には、本評価指針に基づいて評価を実施することとしている。
- 一方、ポジティブリスト制度施行日より前から器具・容器包装の合成樹脂の原材料として用いられてきた物質（以下「既存物質」という。）の評価については、「食品用器具及び容器包装の既存物質の食品健康影響評価における基本的考え方」（令和 6 年 3 月 15 日器具・容器包装専門調査会決定。）を策定しており、本考え方に基いて評価を実施することとしている。

### **3. 今後のスケジュール**

#### **(1) 新規物質について**

新規物質については、安全性審査の導入に向けて、規格基準告示の改正等の対応を行っているところであり（令和7年6月頃まで）、整備され次第、食品安全委員会に対し意見が求められることとなる予定。

#### **(2) 既存物質について**

既存物質については、評価の必要性の優先度を踏まえ、「リスクアセスメントポリシー（リスク評価方針）」（厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課作成）に基づき、リスク管理機関から食品安全委員会に対して個別に評価要請を実施することとされている。現在、消費者庁において、評価の必要性の優先度を検討中であり、検討が終わり次第、食品安全委員会に対し意見が求められることとなる予定。

### **4. その他**

- 専門調査会の審議は原則公開であるが、新規物質については、今後、個別に申請を受け付け、安全性審査を実施していくことになり、物質名と限定的な使用方法等が開示されることで知的財産の観点から企業の競争上の地位を害するおそれがあること等から、「食品安全委員会の公開について」（平成15年7月1日食品安全委員会決定）に基づき、非公開での実施を予定している。